

編集委員会副委員長

太田和博

OHTA, Kazuhiro

専修大学商学部教授

1. はじめに

「編集者からのメッセージ」は、編集委員を務めている間に自由に思いを開陳できる貴重な場である。今回、交通研究の対象領域を自然科学および社会科学の分野から「人文学」、つまりは文化・文明に拡張すべきと主張したかった。ところが、代わりにSTAP細胞論文で注目されている研究者・論文執筆者の基本的姿勢について所論を述べる必要があると考えた。一般社会では「注意書き(執筆要綱)を見ていなかった」、「悪意はなかった」等で許されることが、学術コミュニティでは通用しないことを強調したい。

2. 執筆要綱の厳守

最近本誌に投稿された論文で、執筆要綱(本誌では投稿要領)を守っていないものがあった。本誌の編集委員会事務局は、投稿者に妙に優しいので、厳しいお叱りはない様であるが、あえて以下のことを書いておく。

投稿された論文が執筆要綱を守っておらず体裁が異なっている場合、編集委員会は「投稿者は真剣に当Journalに採録されたいと希望して執筆しているのか」との疑念を持つ可能性がある。このことが査読にマイナスの影響を与えるかどうかは定かではないが、少なくともプラスに働くことはない、これは損得の問題である。

執筆要綱を守ることは、必要最小限度の礼儀である。礼儀はマナーであるから、守らなくても良いと考える者がいる。あるいは、「悪意のない」ケアレスミスであると主張する。内容が良ければ、体裁は二の次であると思うのであろう。しかしながら、内容と体裁が揃って初めて論文として完成する。未完成のものを提出し、編集委員会や査読者に負担をかけることは研究者としての道徳が欠落していると言わざるを得ない。執筆要綱を遵守する姿勢に欠ける者は、論文を投稿する資格がない、ひいては研究者としての資質に欠けていると肝に銘じるべきである。

3. 自著論文の盗作・剽窃

他人の論文などをコピー＆ペースト(Copy & Paste)して、あたかも自らが執筆したかのごとき振る舞うのは盗作であり、剽窃である。このことに同意しない者はいない。ところが、自著論文のコピー(盗作・剽窃)は許されるという誤解をしている研究者が存在する。査読付きで掲載された自著論文を、1, 2割程度なら、コピーしても構わないと考えるようである。なぜなら自分自身の論文であるから、自由に使用して構わないと思っている。さらには、残りの9割なり8割以上は書き下ろしなのでまったく問題がないと認識をしている。

公表されている査読要領には、査読システムのすべてが書かれているわけではない。その一例は、査読者に対して執筆者が匿名であるかどうかである。執筆者との利害関係がまったくない査読者を編集委員会が選定できる場合には、執筆者名が査読者に開示されている可能性がある。しかしながら、通常そのことは査読要領等では公表されていない(本誌においてもこの点は公表していない)。したがって、一般には、査読者は匿名執筆者の投稿論文を査読し

ていると、みなすべきである。

匿名執筆者の投稿論文を受け取った査読者が、たとえ1割であったとしても、その投稿論文の中に既発表査読付き論文と同じ文章を見つけたとしよう。査読者の態度として、盗作・剽窃とみなすべきなのだろうか、それとも謝辞や参考文献などから推察をして同一著者による執筆であるとみなすべきなのだろうか。あるべき答えは明白であり、盗作・剽窃と判定するのが査読者の義務である。

4. 自著文章のコピー

困惑することとして、シニアの研究者の中にも、自著文書のコピーは許されていると考える者がいる。確かに、同一テーマに関連する複数論文を1冊の著作本にまとめるケースでは、著作権者(雑誌発行主体もしくは著者自身)の許可があれば、コピーをして、必要な加筆修正を行うことがある。そして、初出箇所を明示し、書籍として出版される。書籍は査読が付くものではないし、著作権者の許諾があれば、問題とはならない。しかし、この考え方は、学術論文に適用できるものではない。

しばしば以下のような擁護論を聞く。交通政策に関連する論文である場合、分析の手法や対象は異なっている、問題意識は共通なのであるから、その共通部分については似たような文章になるのは致し方ない。これには、一理ある、コピーでないのであれば、

修正のまったく必要のない完璧な文章を1段落まるまる書くことは不可能である。同じ内容を書くとしても、日によって必ず異なる表現になるものである(数式等の説明の定型的表現を除く)。コピーで論文を書く者は、同じ内容を書き下ろしで書いてみて、まったく同一となるかどうかを確認してみると良い。

もちろん、稀に、修正のまったく必要のない完成された文書を1段落書くことができる研究者もいるかもしれない。しかし、その場合においても、あたかもコピーされたかのような同じ文章が論文に掲載されることはない。なぜなら、完成された1段落は、完璧な構成を持ち、1文で要約されるからである。つまり、1段落1トピックの原則に従って正しく書かれた段落であれば、その段落は1文で要約され、注釈で元論文を挙げればよいだけである。

既発表の査読付き自著論文をコピーして新たな投稿論文を作成するときに、コピー部分を引用形式にしてみるとよく分かるはずである。イントロや問題意識、手法の主要部分が引用である論文は、その引用元が自著論文であっても、オリジナル投稿論文としての体裁を整えていないことは明らかであろう。

5. Digital Tattooとなる

本誌の査読過程において、自著論文のコピーを指摘され、修正せざるを得なかった投稿者は幸せである。今後、査読付き論文において、コピーは厳しく取り締まられることになる。掲載された論文は撤回されない。コピーがある査読付き論文は電子化され、永遠に残る。研究者としての資質を一生疑われ続けるDigital Tattooとなることを救われたのである。